

社会福祉法人甲南会 介護職員等の処遇改善について

(1) 介護職員処遇改善加算の取得状況

平成21年4月以降介護職員の処遇改善について交付金に始まり、現在の介護報酬にかかる処遇改善加算を取得してきたところであるが、これまでの介護職員処遇改善加算を財源として、正規職員の介護職員に対して、昇給額やそれに伴う手当の増額、夜勤手当・資格手当の増額、処遇改善加算手当の実施、賞与の増額、キャリアパスに応じ昇格等による基本給の増額などの処遇改善を実施してきた。また、嘱託職員や非常勤職員についても、平成29年度の給与規程の改正を経て、昇給制度を採り入れ、処遇改善加算手当とは別に昇給や資格に応じた増額を実施してきた。

平成30年度の処遇改善加算取得額は、34,357,001円であり、介護職員に対して行った処遇改善額は35,282,844円となっている。

(2) 令和元年10月から実施の介護職員等特定処遇改善加算について

令和元年10月からは、消費税増税に伴う政府の施策として「介護職員等特定処遇改善加算」が創設された。令和元年10月現在の計画としては、今年度（令和元年10月から令和2年3月）6カ月で、取得総額として4,496,232円、処遇改善実施額として4,559,653円見込んでいる。具体的な処遇改善としては次の基準をもとに算定した。

●正規職員・嘱託職員について（月額）令和元年10月給与から

Aグループ：13,000円　Bグループ：6,500円　Cグループ：3,000円

●非常勤職員（現在時間給に下記を加算して時給とする）令和元年10月1日給与から

Aグループ：85円　Bグループ：40円

Cグループ：20円（最低賃金に抵触する場合は30円）

(3) 職場環境等要件について

処遇改善と並行して実施してきた、また今後取り組みを検討している項目としては次のとおりである。

- ・働きながら介護福祉士の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援
- ・新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（ブラザーシスター）制度の実施
- ・ICT活用による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス記録に係る事務負担軽減等、業務省力化
- ・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入
- ・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実
- ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室等の整備
- ・非正規職員から正規職員への転換
- ・職員の増員による業務負担の軽減